



土木設計業務等委託契約における  
設計変更ガイドライン



平成 29 年 3 月

土 木 部

土 木 管 理 課  
技 術 企 画 室

愛媛県

Ehime prefecture

## 目 次

1	ガイドライン策定の目的.....	1
2	業務の実施に関する留意点.....	4
3	設計図書作成時の留意点.....	5
4	設計変更時の留意点.....	8
5	設計変更が不可能なケース.....	9
6	設計変更が可能なケース.....	10
7	設計変更フロー.....	14
8	関連事項.....	15
9	参考資料.....	17

## 1 ガイドライン策定の目的

平成 26 年 6 月 4 日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正法（以下「改正品確法」という。）では、「担い手の育成と確保」を目的として、発注者の責務に「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。」が新たに規定された。

また、平成 27 年 4 月から適用となった、改正品確法第 22 条に基づく発注関係事務の運用に関する指針においても「現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成」「施工条件の変化等に応じた適切な設計変更」が示されたところである。

これらは、公共工事に関する調査、測量及び設計業務（以下「土木設計業務等」という。）についても、改正品確法の趣旨を踏まえ適切に実施することとされている。

本ガイドラインは、改正品確法に定める発注者の責務を果たすため、設計変更に係る手続きやルールを明確にし、これを受発注者の共通指針として、設計変更を適切に実施することを目的とする。

### (1) 土木設計業務等の特徴

土木設計業務等は、地形・地質・環境等の自然条件及び地元・関係機関との協議等を踏まえ、良質な社会資本の整備を実現するために行う調査、測量及び設計業務である。

基本的な業務の方針は発注者が示し、受注者が自らの技術力により行うもので、受発注者の協働により高品質な成果品を作成することができる。

よって、適正な業務の履行を確保するためには、発注者の適切な条件提示及び指示が求められるものである。

### (2) 設計変更の現状

設計図書に明示されている内容と実際の業務内容が一致しない場合には、契約書の関連条項に基づき、設計図書に明示した内容を変更し、併せて履行期間や業務委託料の変更が必要となるケースがある。

しかし、現状の業務の履行においては、協議未了に伴う条件提示の遅れ、条件変更に伴う検討業務の追加や契約内容の変更、発注熟度が低いことによる設計数量の変更、設計打合せの大幅な回数増加などの発生に対し、適切な設計変更がなされていない場合がある。

### (3) 土木設計業務等の委託契約

設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）では、「発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。」としており、発注者と受注者の立場は対等であるという相互認識が必要である。

(4) 適切な設計変更の必要性

改正品確法の「基本理念」に「公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。」と規定されており、より良い社会資本の整備のために、発注者・受注者それぞれの役割分担を適切に行った上で、設計変更内容についても両者が合意し契約を締結することが不可欠である。

また、「発注者の責務」として「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。」と規定されている。

土木設計業務等においても同様の理念が求められている。

(5) ガイドラインの策定

設計変更に係る業務を円滑に行うためには、監督員と管理技術者が意思疎通を図りながら業務を進めることが重要であり、発注者と受注者の双方が、設計変更における課題や留意点、手続の流れ等について、十分理解しておく必要がある。

そのため、契約書及び既存の通知等の内容を踏まえ、留意点等を「設計変更ガイドライン」として取りまとめた。



愛媛県イメージアップキャラクター  
みきやん

## 公共工事の品質確保の促進に関する法律（抜粋）

制定：平成17年3月31日法律第18号  
最終改正：平成26年6月4日法律第56号

### （基本理念）

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

### 2～10 [略]

11 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。以下同じ。）及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に準じ、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されること等により、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。

### （発注者の責務）

### 第七条 [略]

#### 一～四 [略]

五 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。

### 六 [略]

## 発注関係事務の運用に関する指針（抜粋）

策定：平成27年1月30日

### Ⅱ. 発注関係事務の適切な実施について

#### 1. 発注関係事務の適切な実施

##### （1）調査及び設計段階

（技術者能力の資格等による評価・活用等）

<その他調査及び設計業務の品質確保>

～略～

必要な業務の条件（必要に応じて維持管理に係る条件を含めるものとする。）を明示した仕様書等を適切に作成し、業務の履行に必要な設計条件等について受発注者間で確認を行う。また、必要があると認められるときは、適切に仕様書等の変更及びこれに伴い必要となる業務委託料や履行期間の変更を行う。

～略～

なお、調査及び設計業務の発注関係事務については「Ⅱ. 1（1）調査及び設計段階」に定めるほか、Ⅱ. 1（2）～Ⅱ. 1（6）の各段階における工事に関する記載の趣旨を踏まえて適切に実施する。

##### （2）工事発注準備段階

（現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成）

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図る。

##### （4）工事施工段階

（施工条件の変化等に応じた適切な設計変更）

施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

～略～

## 2 業務の実施に関する留意点

- (1) 発注者は、年度当初からの予算の早期執行、年度末の業務の集中を避けること等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務時期等の平準化を図る。  
また、年度内に適正な履行期間を確保できない場合には、繰越（翌債）の適切な運用を行う。
- (2) 発注者は、当初契約時に予見できない事態、例えば関係機関への手続きの遅延、関連する他の業務の遅延等に備え、その前提条件を明示して、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）の変更の円滑化を図る必要がある。
- (3) 発注者は、必要な業務の条件（基本的な計画条件、関係機関との調整状況、必要に応じて維持管理に係る条件等）を明示した仕様書等を適切に作成する必要がある。
- (4) 受発注者は、業務の履行に必要な設計条件等について確認を行う。
- (5) 受発注者は、業務工程を共有するとともに、業務の実施に当たっては、速やかかつ適切な回答に努めることが重要である。
- (6) 受発注者は、設計条件等の確認で前提条件等が異なる場合には、必要に応じて設計図書の変更を行う。
- (7) 受注者は、業務中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し業務を進めることが重要である。



### 3 設計図書作成時の留意点等

設計変更を適切に行うためには、その前提となる設計図書が適切に作成されていることが重要となる。

土木設計業務等は工事のように多種多様な条件変更を伴うものでないことから、当初発注時に適切な業務数量の設定と適切な条件明示による設計図書が作成されていれば、一般的に大幅な変更を伴うものとはならない。

このため、当初設計における条件明示等の熟度をいかに高めるかが重要であることから、設計図書作成時の留意点等を以下に示す。

#### (1) 契約条件等の確認

発注者は設計図書の作成に先立ち、業務箇所へ臨場するなどし、業務に影響を及ぼすポイントを確認するものとする。

#### (2) 条件明示の必要性

条件明示は適正な見積りの必須要件であるが、契約条件が明確に記載されていないことは、履行内容に関して受発注者間の認識に食い違いが生じ、適切な工程が確保されない等により、設計成果の品質低下等を招く要因となる。

そのため、契約用（金抜き）設計書で明示できない事項については、特記仕様書又は数量計算書等で明示する必要がある。

#### **契約条件の明確化**

契約条件の明確化として、特記仕様書等に具体的な業務内容、隣接又は関連する土木設計業務等及び受注者名、関係機関との協議（協議先、協議内容、協議完了予定時期）、貸与資料（取扱い、貸与予定時期等）、部分引渡し及び部分使用の時期等を明記する。

契約条件の明確化により、業務内容の追加変更が生じる場合の取扱い及び履行期間の変更が生じる場合の取扱いにおいて責任の所在が明確となり、適切な契約変更が行える。

明示した契約条件は、最終的な報告書の内容と整合が図れていることが重要であり、設計図書と成果品が異なることのないよう設計変更を行うものとする。

なお、発注者の指示のもとで各種検討を行った場合は、最終の成果の費用だけでなく各種検討に要した費用も適切に計上する必要があることに注意しなければならない。

(3) 「指定」、「任意」、「履行条件」の定義

業務を完了するための作業内容において、「指定」とは、業務目的物の規格、数量など設計図書のとおり作業を行わなければならないものであり、「任意」とは、業務の履行方法など受注者の責任において自由に作業を行うことができるものである。

なお、契約書第1条第4項に「受注者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めのある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するための必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。」と明記されており、「任意」においては、受注者の責任において履行することが基本とされている。

また、「履行条件」とは、業務地点の地理・地形条件、車線数や測点間隔などの設計条件、工程を制約する事項などの条件である。

【「指定」と「任意」の例】

区 分	指 定	任 意
測 量 業 務	○交通量調査 調査方法は、全国統一となり仕様書で調査方法を明示するため、「指定」となる。	○交通量調査 調査に必要となる調査員の人数及び職種は、「任意」となる。
	○公共測量 測量方法は、公共測量作業規程もしくは製品仕様書に明示されているため、「指定」となる。	○公共測量 使用機器のメーカーなど公共測量作業規程等に定めのないものは「任意」となる。
地質・土質調査業	○機械ボーリング ボーリング位置、深度、掘削機械の種類（回転式）等は、共通仕様書で明示しているため、「指定」となる。	○機械ボーリング 掘削機械の出力、資機材の運搬方法（モトル、特装車）、仮設足場の種類等は、「任意」となる。
	○土質試験 試験方法は、JIS等により規定されているため、「指定」となる。	○土質試験 試験場所（受注者、専門試験機関）は、「任意」となる。
設 計 業 務	○道路詳細設計 業務内容（平面計画、構造物設計など）は、共通仕様書等に明示されているため、「指定」となる。	○道路詳細設計 業務内容を実施するための手法など共通仕様書等に明示されていないものは、「任意」となる。
	※業務内容が共通仕様書の内容と異なる場合は、特記仕様書に明示する必要がある。	

(4) 条件明示の方法

設計図書の作成に際しては、「指定」と「任意」の部分を明確にし、また、「指定」・「任意」に関わらず、履行方法、工程、費用等に関わる履行上の条件を明確にすることが必要となる。



- ① 業務内容（検討項目等）、数量、規格等の「指定」部分及び地理・地形条件、車線数・測点間隔等の設計条件、工程を制約する事項などの「履行条件」については、設計図書（数量総括表、設計図面又は特記仕様書等）に明示するものとする。

なお、業務内容により、業務の履行方法など通常「任意」部分となるものを「指定」とする必要がある場合も、設計図書に明示する必要がある。

- ② 「履行条件」において、設計条件（標準積算基準書等で容易に判断できない事項）、現地への立入りの制限、地元説明会の実施や関係機関との協議など、履行期間及び業務委託料に大きく影響するものについては、これを特記仕様書に明示するものとする。

なお、「履行条件」の明示はできるだけ明確に行い、円滑な設計変更ができるようにすることが重要となる。

- ③ 設計図書に添付する内訳書等の帳票は、「指定」部分となる1次内訳書及び1次単価表（業務内容（検討項目）等）までを標準とする。

(5) 特記仕様書

特記仕様書は、「指定」部分及び「履行条件」が、契約書及び共通仕様書に明示されていない、又はこれらと別に定める必要のある事項を明示するもので、「9 参考資料」に標準的な特記仕様書の作成例を示す。

(6) 履行期間の設定

土木設計業務等の履行期間は、業務内容に応じて現地踏査、計画準備から照査及び成果品作成まで、高品質な成果品を作成するために適切な期間を設定する必要がある。特に、適切な照査期間の確保は、業務成果の品質確保を図る上で重要な要素であることから、必要に応じて履行期間の延期も考慮する等、確実に確保しなければならない。

**適正な履行期間の確保**

土木設計業務等は、原則として、協議案件等を全て解決し、発注すべきであるが、多種多様な協議が山積し、一部の協議を業務と並行して実施せざるを得ない場合もある。

このような場合、特記仕様書に業務の着手可能時期を明示するものの、実施において、協議未了案件の解決の遅れや関連業務の引渡時期の遅れが発生し、履行期間の延長が必要であるにもかかわらず適正な履行期間が確保されないまま業務が実施され、受注者に短期間での業務を余儀なくさせることがある。

また、工事発注のために一部成果の早期引渡しを求める場合などに、契約後に引渡し条件を付す等、受注者に業務負荷を与える場合がある。

特に、協議等の完了の見込み時期は、履行期間を設定する際の重要なポイントとして認識するとともに、業務実施においては協議の進捗に応じた適正な履行期間の確保に努めなければならない。

(7) 積算

土木設計業務等の発注においては、適切な条件明示はもとより、実施する業務内容と成果を勘案の上、適切な業務数量の設定と業務内容に応じた適正な積算が求められる。

なお、業務数量の設定は、後の設計変更における増減額に大きな影響を与えることから、類似業務等も参考に適切に設定するものとする。

また、積算においては、積算基準の適切な運用に努め、積算基準にない業務の見積依頼に当たっては、十分な条件明示と適切な見積期間を確保した上で、適正な見積金額の取得に努めなければならない。

#### 4 設計変更時の留意点等

(1) 留意点

業務の履行に伴い生じる業務の変更や追加については、契約の同一性を失わない範囲で適切に「指示、承諾又は協議書」により指示等を行い、適切な設計変更を行わなければならない。

そのためには、業務の進捗に伴い生じた諸々の変更業務や追加業務について、その都度、費用及び履行期間の契約上の取扱いを明確にしておく必要がある。

また、業務途中において変更契約見込額が適切に把握されず、最終変更時に予算を超過するなどの理由で適切な変更がなされないようなことがないように、大幅な増減が見込まれる場合等、必要に応じて受注者に変更数量の提示を求め、「指示、承諾又は協議書」による指示時に概算金額を把握しておく必要がある。

(2) 設計変更の取扱い

設計変更においては、「指定」部分に変更となった場合の他に「履行条件」が変更となった場合においても、内容に応じて適切に設計変更を行う必要がある。

なお、「履行条件」は、特記仕様書や数量総括表に明示したもの他、図面等から判読できる事項や、社会通念上、一般的に考えられる事項も含まれることに留意する必要がある。

		指 定	任 意
設計図書の 明示方法	履行方法について	具体的に指定する。	具体的には指定しない。
	履行条件について	明示する。	
履行方法を変更する場合		・履行方法の変更は、発注者の指示又は承諾が必要。 ・設計変更の対象となる。	・履行方法の変更は、受注者の任意（業務計画書の変更、提出は必要）。 ・設計変更の対象とならない。
履行条件に変更が生じた場合		内容に応じて設計変更の対象となる。	

## 5 設計変更が不可能なケース

契約書第 26 条（臨機の措置）による対応の場合を除き、次の場合においては、原則として設計変更できない。

- (1) 設計図書に条件明示のない事項において、発注者との「協議」を行わず、受注者が独自に判断して業務を実施した場合。
- (2) 発注者と「協議」を行っているが、発注者からの回答前に業務を実施した場合。
- (3) 「承諾」で業務を実施した場合。
- (4) 契約書・委託業務関係共通仕様書（案）（以下「共通仕様書」という。）に定められた所定の手続を経ていない場合。
  - ① 契約書
    - 第 18 条（条件変更等）
    - 第 19 条（設計図書等の変更）
    - 第 20 条（業務の中止）
    - 第 21 条（業務に係る受注者の提案）
    - 第 22 条（受注者の請求による履行期間の延長）
    - 第 23 条（発注者の請求による履行期間の短縮等）
    - 第 24 条（履行期間の変更方法）
    - 第 25 条（業務委託料の変更方法等）
  - ② 共通仕様書
    - （条件変更等、契約変更、履行期間の変更、一時中止）
- (5) 正式な書面による指示等がないまま業務を実施した場合（口頭のみ指示等）。



申し訳ありませんが、  
変更できません。

## 6 設計変更が可能なケース

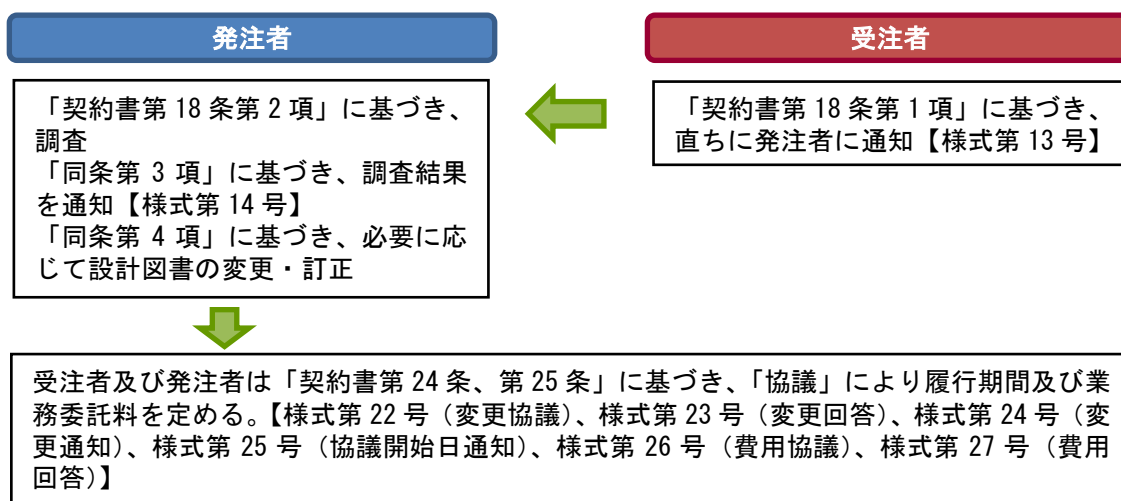
次の場合においては、所定の手続により設計変更が可能である。

- (1) 当初発注時点で、予期しえなかった関係機関への手続の遅延など、受注者の責に帰さない事項が確認された場合。
- (2) 当初発注時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず、業務着手できない場合。
- (3) 所定の手続を行い、発注者が設計図書の変更又は訂正が必要であると認めた場合。
- (4) 設計の基準となる、示方書、指針等が改訂になった場合（改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象）。
- (5) 受注者の責によらない履行期間の延期等で、必要があると認められる場合。

具体的には次のとおりである。

- (1) 契約書第 18 条第 1 項に該当（条件変更等）

受注者は、第 1 号～第 5 号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、発注者は通知された内容の確認を行い、必要に応じて設計図書の変更又は訂正を行う。



- ① 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合（第 1 号）。

- ② 設計図書に誤謬又は脱謬がある場合（第 2 号）。

### 【事例】

- ・貸与された資料を確認したところ、契約数量に誤りがある場合。
- ・必要な工種の設計について、特記仕様書に明示がない場合。
- ・条件明示する必要があるにもかかわらず、設計を進めるに必要な関係機関との協議資料に関する条件明示がない場合。等

③ 設計図書の表示が明確でない場合（第3号）。

【事例】

- ・ 同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されているが、貸与時期が明記されていない場合。
- ・ 設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確である場合。
- ・ 既設計で記載されているはずの座標値が設計図に記載されていない場合。
- ・ 関連する他の業務等との業務範囲が明確でない場合。等

④ 施行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施行条件と実際の施行条件が相違する場合（第4号）。

【事例】

- ・ 現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なり、検討すべき項目が増えた場合。
- ・ 詳細な地質調査の結果や詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更しなければならなくなった場合。
- ・ 業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった場合。
- ・ 予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続が完了せず、土木設計業務等の続行ができなくなった場合。
- ・ 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、土木設計業務等の続行ができなくなった場合。
- ・ 土木設計業務等を進めるに当たって、関係機関との協議を並行して行った結果、協議相手からの要望により設計を変更しなければならなくなった場合。
- ・ その他、新たな制約等が発生した場合。等

⑤ 設計図書に明示されていない施行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合（第5号）。

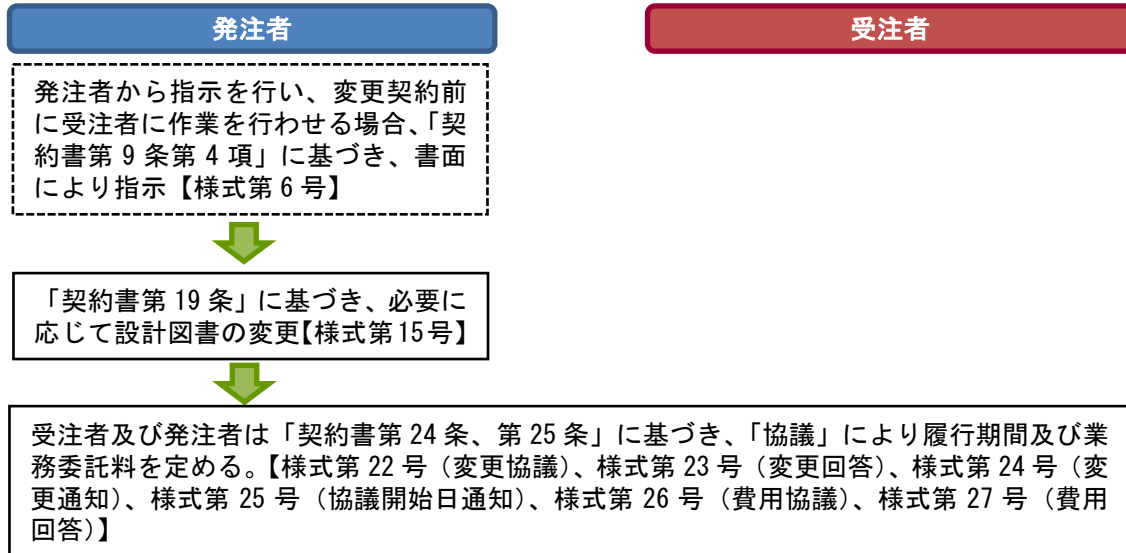
【事例】

- ・ 自然生態上の貴重種の発見や新たな施行条件とならざるを得ない地元関係者からの要求があった場合。等

(2) 契約書第 19 条に該当（設計図書の変更）

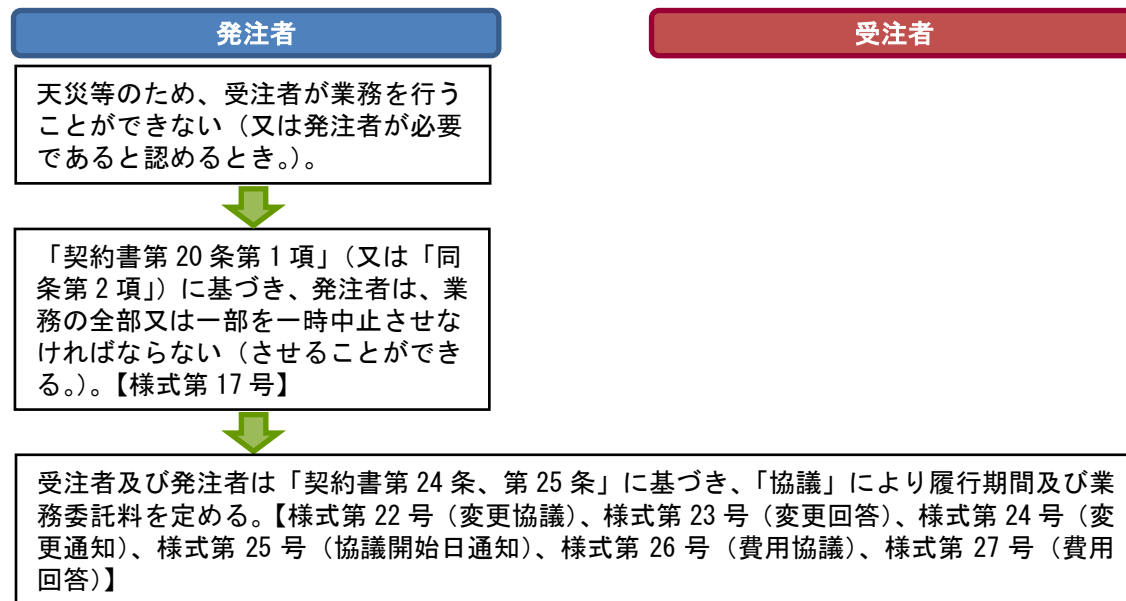
発注者が必要であると認め、設計図書の内容を変更する場合。

なお、変更指示に伴い実施した最終の成果とされない途中段階の検討業務についても、検討資料を成果とし設計変更の対象とする。



(3) 契約書第 20 条に該当（業務の中止）

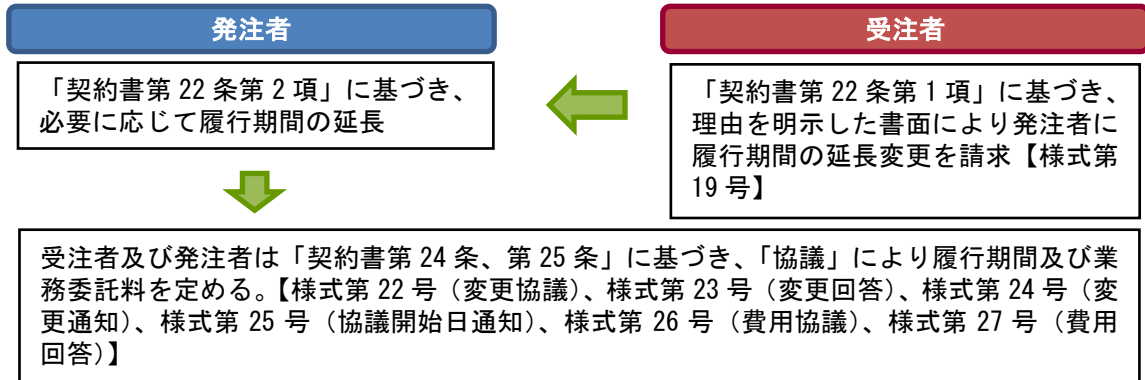
発注者が業務の全部又は一部を一時中止させた場合。



【事例】

- ・ 第三者の土地への立入り許可が得られない場合。
- ・ 環境問題等の発生により土木設計業務等の続行ができない場合。
- ・ 天災等により土木設計業務等の対象箇所の状態が変動した、又は受注者側若しくは発注者側が非常体制を取らざるを得ない状況が発生し、業務の続行ができない場合。等

- (4) 契約書第 21 条に該当（業務に係る受注者の提案）  
受注者から代替方法等の提案がされ、発注者が認めた場合。
- (5) 契約書第 22 条に該当（受注者の請求による履行期間の延長）  
受注者が発注者に履行期間の延長変更を請求し、発注者が認めた場合。

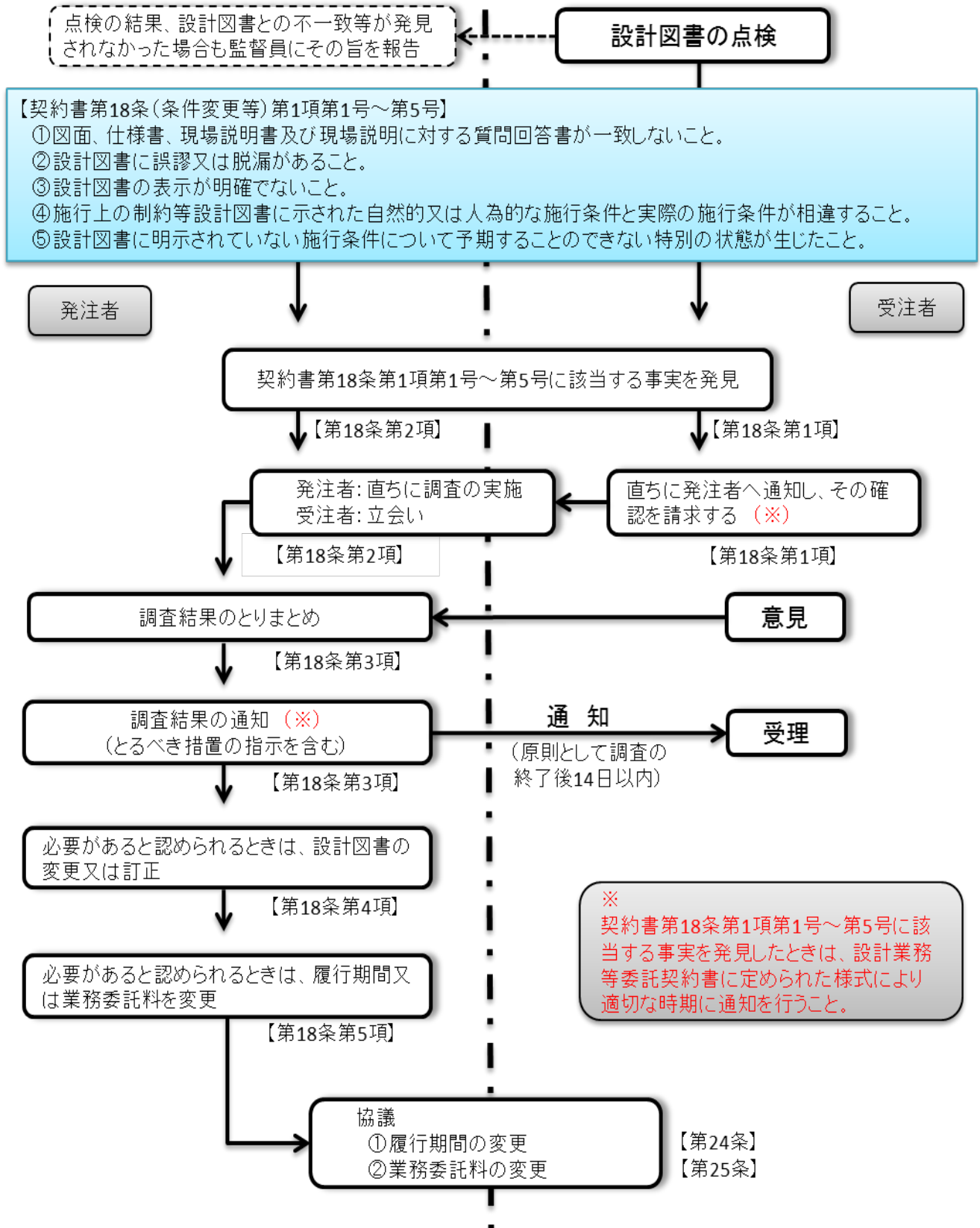


**【事例】**

- ・ 第三者の土地への立入り許可を得るのに時間を要した場合。
  - ・ 天災等により業務の履行に支障が生じた場合。等
- (6) 契約書第 23 条に該当（発注者の請求による履行期間の短縮等）  
発注者が履行期間の短縮変更を受注者に請求した場合。【様式第 20 号】
- (7) 共通仕様書に規定する「設計図書の点検」の範囲を超える作業  
受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲を超える作業を実施する場合。
- ① 「設計図書の点検」の範囲
    - ア 適用すべき諸基準と整合した業務内容となっているか。
    - イ 設計図書と現地が整合しているか。
    - ウ 既存業務の成果、適用すべき諸基準の取違いの不備はないか。
    - エ 既存業務の調査結果等が適切か、調査不足は生じていないか。
    - オ 業務条件確定のための関係機関との協議は実施済みか、又は実施済みの内容が明示されているか。
  - ② 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの
    - ア 応力計算を伴う既存成果の照査
    - イ 関係機関との協議結果と既存成果の照査
    - ウ 設計計算と図面（配筋図等）の照査
- 【事例】**
- ・ 提示された過去の成果報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった場合。
  - ・ 詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となった場合。
  - ・ 過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合。等

## 7 変更設計フロー

### ○契約書第 18 条関係





## 8 関連事項

### (1) 設計図書の点検

設計図書の点検については、契約書及び共通仕様書に規定している。

#### ○設計業務等委託契約書

(条件変更等)

第 18 条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
  - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
  - (4) 施行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施行条件と実際の施行条件が相違すること。
  - (5) 設計図書に明示されていない施行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の変更又は訂正を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### ○委託業務関係共通仕様書(案)

- 測量業務共通仕様書(案)第 7 条
- 地質・土質調査業務共通仕様書(案)第 106 条
- 設計業務等共通仕様書(案)第 1105 条
- 工損調査業務共通仕様書(案)第 6 条

(設計図書の支給及び点検)

- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。

### (2) 合同現地踏査

現地踏査は、設計業務等共通仕様書(案)において、「受注者は、設計業務等の実施に当たり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。」と規定されている。

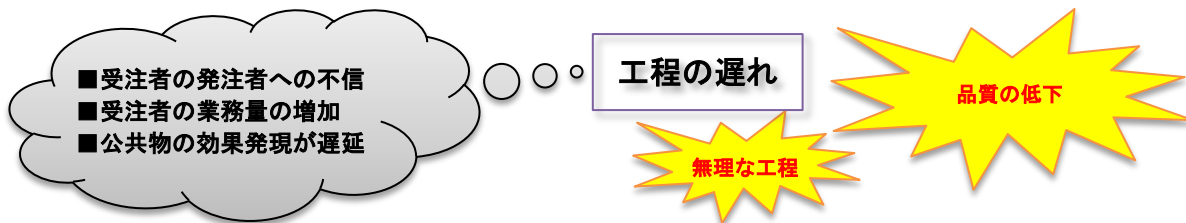
「合同現地踏査」は、受注者が行う現地踏査に発注者の同行を義務付け、現地状況等の把握の他、当該業務の課題及び契約内容について確認を行い、受発者が認識を共有し、適切な業務進捗の確保と適切な契約変更を確保するために行うものである。

### (3) ワンデーレスポンスの実施

ワンデーレスポンスは、これまでも監督員個々において実施していた「受注者を待たせない」「速やかに回答する」という対応を、より組織的でスピーディなものとする事で、業務の実施に当たり発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するため、平成 28 年 8 月から土木部発注の建設工事に関する調査、測量及び設計業務で実施している。

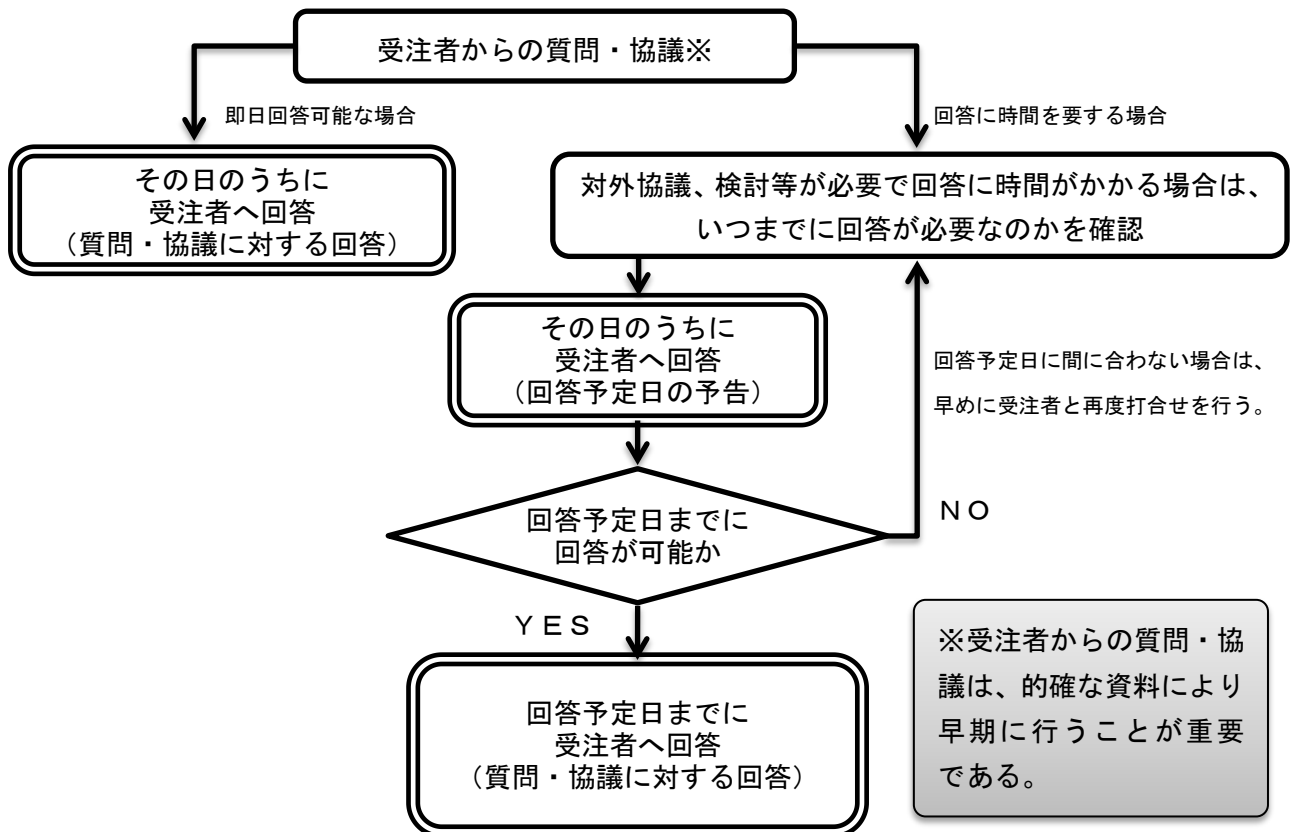
#### 【実施内容】

- ① 監督員は、原則として「その日のうち」に受注者に回答するものとする。
- ② 即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、「回答予定日」を「その日のうち」に受注者に対し予告するものとする。
- ③ 予告した「回答予定日」に回答できない場合は、明らかになった時点で、速やかに新たな「回答予定日」を受注者に対し予告するものとする。



ワンデーレスポンスの実施により「指示待ち状態」を短縮・解消し、適正な履行期間の確保を図る。

#### ワンデーレスポンスイメージフロー



## 9 参考資料

標準的な特記仕様書の記載例を以下に示す。

業務名：〇〇第〇〇号測の〇 : 〇〇委託業務					特記仕様書		
編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項	補足事項
第1 (目的) 本業務は、〇〇〇〇において、〇〇〇〇を行うものである。							【凡例】 ◎:必ず特記仕様書に明示 ○:設計図書のごとくに明示 △:案件毎に判断し必要があれば特記仕様書に明示
第2 (適用範囲) 本業務の履行に当たっては、本特記仕様書によるほか、愛媛県委託業務関係共通仕様書(案)に基づき実施するものとする。							
追加				業務内容		測量業務 数値図化 レベル1, 〇〇〇 設計業務 道路予備設計 (A)	【○】 ※指定事項
追加				業務条件		測量業務 数値図化 地形:丘陵地、都市近郊 航空写真縮尺:1/5, 〇〇〇 設計業務 道路予備設計 (A) 地形:丘陵地 車線数:2車線 歩道、道路環境関連施設の設計を含む	【○】 ※履行条件
追加				監督員の立会		以下に示す作業段階において、監督員が立会することとする。 ・〇〇作業完了時 ・△△作業完了時	【△】 ※指定する必要の無い場合は不要
1	1	1	4	業務の着手	1	※業務着手日に制約がある場合は、「理由」及び「着手予定日」を記載すること。	【△】 ※指定する必要の無い場合は不要
1	1	1	9	管理技術者	3	管理技術者は、設計業務等共通仕様書(案)第1107条第3項に規定する資格要件を満たす者であること。 なお、同項に規定する「これと同等の能力と経験を有する技術者」は、下記の要件を満たす者とする。 ○学校卒業後に当該業務関係に従事した満年数 ・大学卒業後23年以上 ・短大もしくは高等専門学校卒業後28年以上 ・高校卒業後33年以上	【◎】 ※共通仕様書(案)の管理技術者条項の適用業務以外(資格要件を求めない業務)については、「管理技術者の資格要件は求めない」と記載すること。
					4	当業務は、近接する〇〇業務事業に係わる〇〇〇〇設計業務と関連するため、相互の連絡調整を綿密に行うこと。	【△】 ※指定する必要の無い場合は不要
1	1	1	1108	照査技術者及び照査の実施	1	本業務は、照査技術者による照査を実施するものとする。	【△】 ※指定する必要の無い場合は不要
					2	照査技術者は、設計業務等共通仕様書第1108条第2項に規定する資格要件を満たす者であること。なお、「これと同等の能力と経験を有する技術者」は、管理技術者の場合と同じとする。	【△】 ※試行対象以外の業務(資格要件を求めない業務)についても、照査を実施する場合は、試行対象と同じ資格要件が必要となる。
					4	照査の実施は、下記段階毎に実施することとし、照査打合せ協議は下記段階毎1回、計3回を予定している。 1) 基本条件決定時 2) 細部条件、構造細目決定時 3) 成果物納品時	【△】 ※指定する必要の無い場合は不要
1	1	1	10	業務従事者及び担当技術者	2	※「工損調査業務」においては、業務従事者の資格要件を記載すること。	【△】 ※指定する必要の無い場合は不要
1	1	2	12	打合せ等	2	〇〇業務着手時及び設計図書で定める区切りにおける打合せは、下記〇回を予定している。 1) 業務着手時 2) 中間打合せ(〇回) 3) 成果物納入時 なお、業務着手時及び成果物納入時には管理技術者が立ち会うものとする。	【◎】 ※指定事項
1	1	2	13	業務計画書	3	下記以外については、変更業務計画書を提出すること。 1) 業務数量のみ変更する場合。 2) 業務の工期のみ変更する場合で、契約書第3条第3項に基づく、業務工程表を提出した場合。	【◎】 ※指定事項、ただし、業務計画書の提出を求めない業務は不要

1	1 1 1 2	14 113 1113 17	資料の貸与及び返却 貸与品等	1	貸与する関係資料は、下記のとおり。 1) ○○○○ 2) ○○○○	【△】 ※指定する必要の無い場合は不要																												
				4 4 4 7	上記1)の資料は、守秘義務があるため、管理を 嚴重とするほか、複写してはならない。	【△】 ※指定する必要の無い場合は不要																												
1	1 1 1 2	15 114 1114 18	関係官公庁への手続き等	1	関係官公庁等への手続き状況は下記のとおりである。なお、これら以外の機関と協議が必要となる ことが想定される場合は、監督員に速やかに報告する こと。	【△】 ※指定する必要の無い場合は不要																												
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>協議項目</th> <th>関係官公庁</th> <th>協議有無</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国立公園内工事の協議</td> <td>環境省</td> <td>未協議</td> <td>発注者が資料作成し、協議を行う。協議によりルート変更の可能性有り。</td> </tr> <tr> <td>河川占用協議</td> <td>四国地方整備局</td> <td>未協議</td> <td>発注者が資料作成し、協議を行う。協議によりルート変更の可能性有り。</td> </tr> <tr> <td>水路付替協議</td> <td>〇〇町</td> <td>未協議</td> <td>別途発注業務により協議を行う。本業務への影響なし。</td> </tr> <tr> <td>砂防指定地内の占用協議</td> <td>愛媛県</td> <td>未協議</td> <td>発注者が資料作成し、協議を行う。協議によりルート変更の可能性有り。</td> </tr> <tr> <td>保安林解除協議</td> <td>農林水産省</td> <td>未協議</td> <td>別途発注業務により協議を行う。本業務への影響なし。</td> </tr> <tr> <td>国道管理者接続協議</td> <td>四国地方整備局</td> <td>未協議</td> <td>発注者が資料作成し、協議を行う。協議によりルート変更の可能性有り。</td> </tr> <tr> <td>埋蔵文化財協議</td> <td>〇〇町教育委員会</td> <td>未協議</td> <td>発注者が資料作成し、協議を行う。協議によりルート変更の可能性有り。</td> </tr> </tbody> </table>		協議項目	関係官公庁	協議有無	備考	国立公園内工事の協議	環境省	未協議	発注者が資料作成し、協議を行う。協議によりルート変更の可能性有り。	河川占用協議	四国地方整備局	未協議	発注者が資料作成し、協議を行う。協議によりルート変更の可能性有り。	水路付替協議	〇〇町	未協議	別途発注業務により協議を行う。本業務への影響なし。	砂防指定地内の占用協議	愛媛県	未協議	発注者が資料作成し、協議を行う。協議によりルート変更の可能性有り。	保安林解除協議	農林水産省	未協議	別途発注業務により協議を行う。本業務への影響なし。	国道管理者接続協議	四国地方整備局	未協議	発注者が資料作成し、協議を行う。協議によりルート変更の可能性有り。	埋蔵文化財協議
協議項目	関係官公庁	協議有無	備考																															
国立公園内工事の協議	環境省	未協議	発注者が資料作成し、協議を行う。協議によりルート変更の可能性有り。																															
河川占用協議	四国地方整備局	未協議	発注者が資料作成し、協議を行う。協議によりルート変更の可能性有り。																															
水路付替協議	〇〇町	未協議	別途発注業務により協議を行う。本業務への影響なし。																															
砂防指定地内の占用協議	愛媛県	未協議	発注者が資料作成し、協議を行う。協議によりルート変更の可能性有り。																															
保安林解除協議	農林水産省	未協議	別途発注業務により協議を行う。本業務への影響なし。																															
国道管理者接続協議	四国地方整備局	未協議	発注者が資料作成し、協議を行う。協議によりルート変更の可能性有り。																															
埋蔵文化財協議	〇〇町教育委員会	未協議	発注者が資料作成し、協議を行う。協議によりルート変更の可能性有り。																															
1	1 1 1 2	16 115 1115 19	地元関係者との交 渉等	3,4	〇月〇日に測定の立ち入りに関する地元説明会を 予定しているので、説明資料を作成し、説明会への 立会並びに説明会の内容を記録し監督員に報告する こと。 なお、説明資料の作成方法は、別途指示する。	【△】 ※指定する必要の無い場合は不要																												
				2 2 2 2	立入が制限されている土地があるため、監督員の 指示があるまで、立ち入らないこと。 なお、立入が制限されている土地については、別 途通知する。	【△】 ※指定する必要の無い場合は不要																												
1	1 1 1 2	17 116 1116 20	土地への立入等 立入り及び立ち会い	1	成果物には、この仕様書に記載のほか、当該業務 の履行（実施）工程表を作成すること。 なお、履行（実施）工程表は、当該業務の最終変 更工程表と対比して記載すること。	【◎】 ※指定事項																												
				2 5	〇〇工区の測量成果物については、平成〇〇年〇 月（予定）に発注者に引き渡すこと。なお、引き渡 し時期、内容の詳細は、別途、協議により決定す る。 ※電子納品要領に定めのない工損調査業務、埋蔵文化財調査業務などは、 成果物の部数、仕様等を明示すること。	【△】 ※指定する必要の無い場合は不要																												
1	1 1 1 2	29 128 1128 35	再委託	1	契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」と は、共通仕様書（案）に規定する部分の他、下記 のとおりとする。 1) 〇〇に関する業務	【△】 ※各共通仕様書（案）に明示し ているため、それ以外に明示す る必要がある場合のみ記載																												
				2	契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微 な部分」とは、共通仕様書（案）に規定する部分 の他、下記のとおりとする。 1) データ入力																													
1	1 1 1 2	30 129 1129 36	成果物の使用等	2	〇〇作業においては、楕〇〇の特許工法であるため、事前 に楕〇〇と補償条件等の協議を行うこと。	【△】 ※指定する必要の無い場合は不要																												
				2	本業務実施箇所は、〇〇線の軌道敷に近接しているため、 事前に鉄道管理者と作業中の安全確保に関して協議を行う こと。	【△】 ※指定する必要の無い場合は不要																												
1	1 1 1 2	33 132 1132 39	安全の確保	1	毎月、5日までに、前月の履行状況を監督員に報告するこ と。	【◎】 ※指定事項（提出の有無） 特に工程管理が必要の無い業 務は、「履行報告の提出は求め ない。」と記載すること。																												
				2	日出前及び日没後については、関係住民の了解を得ない限 り、屋外での作業を実施してはならない。	【△】 ※指定する必要の無い場合は不要																												
1	1 1 1 2	36 135 1135 41	屋外で作業を行う 時期及び時間の変 更																															

※1 この特記仕様書は、契約書及び各共通仕様書において別に定めることとされている事項を列記したものであり、業務毎に内容を精査し、修正等を行い使用すること。  
※2 「編、章、節、条、項」の欄は、上段から、「測量業務」、「地質・土質調査業務」、「設計業務等」、「工損調査業務」の順に該当箇所を記載している。